

みんながつながる ちがさきの 地域福祉プラン3

令和8(2026)~12(2030)年度

概要版



本編はこちらから

令和8(2026)年3月
茅ヶ崎市
社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会

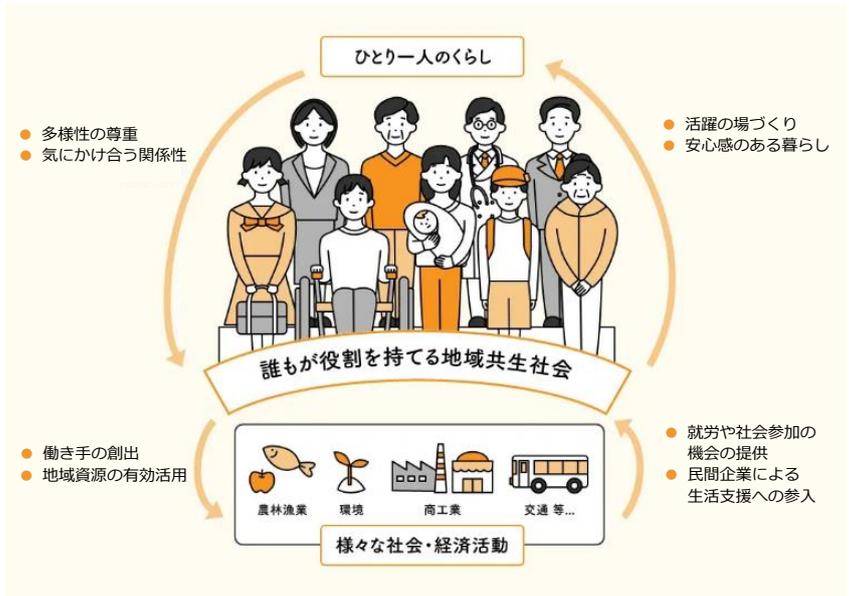
1 計画策定の趣旨

少子高齢化・人口減少が進み、人と人とのつながりが希薄化するなか、これまで家族同士や地域の助け合いで対応していた、既存の制度に当てはまらないはざ間の問題や複合的な生活課題を抱える人や世帯の問題が顕在化しています。

そこで重要なのが、住民同士のつながりを大切に、お互いが支え合う「地域福祉」の取り組みです。

本計画では、地域福祉を推進し、誰もが役割を持って安心して自分らしく暮らせる「地域共生社会」の実現に向け、茅ヶ崎市が目指す姿、多様な主体の役割や連携のあり方を示しています。

■地域共生社会のイメージ図（厚生労働省 HP より）



「**地域福祉**」とは、みんなが暮らす地域のなかで、住民同士のつながりを大切に、みんながそれぞれの力を発揮して活動することで、お互いに助け合い支え合う仕組みをつくっていくこと。
計画では、みんなが自分らしく安心して心豊かに暮らせる「**地域共生社会**」を目指すぞよ。



3 計画の体系

基本理念	基本目標	取り組みの方向性
一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくりたい	1 つながる 地域に、様々な人と出会い、互いに認め合う関係が生まれる場をつくりたい。	① 多様性の理解促進 ② 出会い・つながりづくり ③ つながりの継続
	2 活動する それぞれの持ち味やできることを活かす機会をつくり、誰もが活躍できる地域づくりを進めます。	① 地域活動の活性化につながる情報発信 ② 地域とつながる人を増やす 多様な参加の機会づくり
	3 支え合う 誰もが安心して暮らせる地域になるように、みんなで課題に取り組み、支え合う仕組みをつくりたい。	① 本人・世帯を中心とした相談支援体制の充実 ② 地域の課題に地域で取り組むことができる体制の拡充・強化 ③ 地域で暮らし続けることを可能とする仕組みづくり

2 計画の位置づけ・計画期間・地域のとらえ方

計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく茅ヶ崎市の「地域福祉計画」と、社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会（以下、市社協という。）が策定する、多様な主体が地域福祉を進めるための行動計画である「地域福祉活動計画」を一体的に策定する計画です。地域福祉計画は茅ヶ崎市の福祉分野の上位計画であり、地域共生社会の実現に向けた取組みを包括的に推進する個別計画を包含しています（「3 計画の体系」★印）。

計画期間

令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 か年を計画期間とします。

地域のとらえ方

本計画のなかには、「地域」、「地区」という言葉が多く登場します。「地域」は範囲を限定せずに「私たちが住んでいる地域」としてとらえ、「地区」はまちぢから協議会等の圏域（13 地区）における特定区域のことを対象に言い表します。

- ①茅ヶ崎 ②茅ヶ崎南
- ③海岸 ④南湖 ⑤鶴嶺東
- ⑥鶴嶺西 ⑦湘南
- ⑧松林 ⑨湘北
- ⑩小和田 ⑪松浪
- ⑫浜須賀 ⑬小出



主な取組み

- ◇福祉教育や交流による相互理解の促進
- ◇出会いが生まれるきっかけづくり
- ◇多様な居場所づくり
- ◇つながり続ける工夫

- ◇参加・活動したくなる情報を届ける工夫
- ◇多様な主体ができることを活かせる機会の拡充
- ◇担い手の育成・支援

- ◇本人や世帯からの視点を尊重した支援体制づくり
- ◇ネットワークの拡充・強化
- ◇本人らしい暮らしを支える体制づくり
（★第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画）
- ◇福祉的な関わりで地域社会での暮らしを支える体制づくり
（★第1期茅ヶ崎市再犯防止推進計画）

包括的支援体制の整備
（社会福祉法第 106 条の3）

★第2期茅ヶ崎市
重層的支援体制整備事業
実施計画

- ・包括的相談支援事業
- ・参加支援事業
- ・地域づくり事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・多機関協働事業

4 計画の展開

基本目標 1 つながる

■ 目指すべき姿

- ・年齢・性別・障がい・文化などの違いにかかわらず、誰もが安心して関われる居場所やコミュニティがあるまち
- ・人とのつながりが自然に生まれ、深まり、持続していく環境が整えられているまち
- ・支える側・支えられる側を超えて、互いのできる形で支え合う関係が地域の日常に根付いているまち



■ 期待される役割や取組み



住民

- ・日頃から住民同士が声かけ・あいさつをして地域のつながりの輪を広げる
- ・地域に住む様々な人や、多様な生活スタイルに目を向け、気付きを大切に理解を深める
- ・地域の人々と互いに助け合える関係を築く



地域団体 福祉関係団体

- ・地域の活動に参加し、活動を通じて、顔の見える関係をつくり地域を見守る
- ・地域の様々な人が交流する場を作り、様々な手段で参加を呼びかける
- ・多様な人々の参画を得ながら活動を展開する
- ・障がいや年代に配慮して開催方法や参加手段を工夫する



商店・企業等

- ・交流のスペースや機会を提供し、地域のつながりづくり・居場所づくりに協力する
- ・従業員の多様性に配慮した環境づくりを進める
- ・個々の特性や事情に配慮したサービスを提供する



福祉事業者 関係機関

- ・積極的に地域活動に参加する
- ・福祉や多様性の理解について啓発・助言をする
- ・施設資源を活用し、住民とのつながりや住民同士の交流を支援する
- ・専門性を活かし、多様性に配慮した居場所・つながりづくりに取り組み、助言を行う



市社協

- ・関係団体と連携・協力しながら、多様な切り口での福祉理解・相互理解の場づくりを進める
- ・身近な居場所づくり(ミニデイ・サロン*等)を支援する
- ・身近な居場所の活用が進むよう、住民や専門職に様々な手段で情報提供する
- ・地域の活動や社会資源*をつなぐ人材を発掘・育成する
- ・地域の社会資源*の連携による支援の仕組みをつくる



市

- ・社会参加を必要とする人が、地域の社会資源*などを活用して、社会とつながりを持てるよう、本人と受け入れ先を支援する仕組みをつくる

*ミニデイ・サロン 地域を拠点に、住民が当事者として企画者、参加者となり、共に運営していく仲間づくり・居場所づくりの活動。

基本目標 2 活動する

■ 目指すべき姿

- ・ 地域で安心して暮らし続けることができ、困っている人に必要な支援が届くまち
- ・ 一人ひとりの得意なことや強みを活かしながら、みんながみんなのために地域活動に関わるまち
- ・ 幅広い世代がつながり、生き生きと活躍できる場所が広がるまち



■ 期待される役割や取組み



住民

- ・ 地域の活動について情報収集する
- ・ 地域活動に対し、強みを活かして活動や情報発信に協力・支援する
- ・ 市・市社協・地域の活動に積極的に協働する



地域団体 福祉関係団体

- ・ 地域の活動について関心を持つ・情報収集する
- ・ 特技や強みを活かせる活動に参加する
- ・ 家族や友人等と情報を共有する
- ・ 参加した活動を広める、紹介する



商店・企業等

- ・ 自分たちの活動を幅広く、分かりやすく周知する
- ・ ボランティア活動の良さ、親しみやすさを積極的に発信する
- ・ SNS等の活用など発信方法を工夫する
- ・ 強みや生活スタイル、時代に合わせた参加形態を検討する



福祉事業者 関係機関

- ・ 市・市社協・地域の活動との協働や情報発信を行う
- ・ 専門性を活かして地域の活動に対し、分かりやすく助言や支援をする
- ・ ボランティア活動の機会の提供や受入れ
- ・ 施設や事業所を開かれた場として参加しやすい工夫をする



市社協

- ・ 様々な年代や特性などに合わせて興味を引く情報発信・周知を行う
- ・ 活動プログラムや情報提供の仕組みを検討・整備する
- ・ 地区活動の継承のために担い手の育成や支援を継続的に行う
- ・ 身近な福祉活動拠点として、地区ボランティアセンターが活用されるように支援する



市

- ・ 既存の居場所、交流の場の整備を行う
- ・ 社会資源*を把握し、多様な取組みをコーディネートすることで、世代や属性を超えた交流・参加・学びの場の形成を支援する

*社会資源 人々が社会生活を営む中で活用される、人や組織、場所、施設、制度、情報、サービスなど、あらゆるものの総称。

基本目標3 支え合う

■ 目指すべき姿

- ・誰もが孤立することなく、いつまでも安心して本人らしく地域で暮らせるまち
- ・地域での見守り体制が強化され、制度のはざ間の課題や複合課題に連携して取り組めるまち
- ・身近な支え合いやネットワークのなかから、住民や関係機関等が連携して、必要な時に適切な支援につながるができるまち
- ・様々な困りごとや背景を抱えた人が、孤立することなく身近なところで早期に相談ができるまち



■ 期待される役割や取組み



住民

- ・身近な相談窓口や支援について関心を持ち情報を収集する
- ・様々な困りごとや背景を抱えた人を支える制度や支援を知る
- ・緩やかな見守り合いを心がけ、気づきを相談窓口につなげる
- ・地域の支え合い活動に参加する
- ・関わりをあきらめない、いい意味でおせっかいになる



地域団体 福祉関係団体

- ・住民の気づきを受け止める
- ・活動で把握した地区の課題を発信し共有する
- ・地区内の団体や相談窓口と連携する
- ・困りごとを抱えた人が早期に支援につながるよう支援する



商店・企業等

- ・事業を通じて、地域の見守りや支え合いに協力する
- ・地域の相談窓口や判断能力が不十分な人を支える制度を知る
- ・強みを活かして地域の課題の解決に向けた担い手となる
- ・事業や地域参加で把握した課題を新たな取組みにつなげる



福祉事業者 関係機関

- ・地域の困りごとを受け止め、専門的な助言や支援をする
- ・専門性を活かして、地域の見守りや支え合いに協力する
- ・地区内の課題を共有し、解決に向けて助言や提案をする
- ・困りごとを抱える人の早期発見・早期支援に協力する



市社協

- ・多様化・複雑化する福祉課題に対し、地域団体や関係機関等との連携を図りながら相談窓口機能を充実する
- ・成年後見制度の利用促進及び権利擁護の推進を図る
- ・民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会・地区ボランティアセンターなどに対し、地域力の向上を目指したスキルアップのための支援を行う
- ・柔軟な地区支援ネットワークづくりを行う



市

- ・既存の相談支援を一体的に実施し、世代や属性を問わず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、課題解決に向けて、地域団体や関係機関等との積極的な連携を行う
- ・地域の状況を幅広く情報収集して潜在的な相談者を見つけ支援につなげる
- ・様々な困りごとや背景を抱えた人を支える制度や支援を周知・啓発する

5 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、住民、地域団体、事業者、関係機関等、市社協、市など、多様な主体が連携・協働する体制を整え、地域共生社会の実現を目指します。また、市の附属機関である「茅ヶ崎市地域福祉推進委員会」と市社協が設置する「茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会」において、相互に連携を図りながら、計画の進捗状況の把握・検証を行います。

6 地域福祉計画に包含する計画

社会状況の変化により複雑化・複合化する地域の生活課題に対応するため、また、包括的な支援体制のもと、多様な支援ニーズに応えるため、前計画に引き続き、地域福祉計画に「成年後見制度利用促進推進基本計画」を位置づけるとともに、「重層的支援体制整備事業実施計画」「再犯防止推進計画」を新たに包含する計画とします。

★成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項）

権利擁護の支援として、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が不十分な人の権利を守る成年後見人等を選ぶことで、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用の促進を図るための計画です。

主な取組みとして、成年後見制の理解促進と適切な運用、意思決定支援の強化、地域連携ネットワークの機能強化、担い手確保及び育成・支援を位置づけています。

★重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法第106条の5第1項）

市町村において、既存の相談支援や地域づくり等の取組みを活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり事業」等を一体的に実施するための計画です。専門職の伴走による支援や、人と人とのつながりを基盤とした地域の支え合いのネットワークづくりを進めることで、本計画の基本目標「つながる」「活動する」「支え合う」に向けた各取組みの推進を支えています。

★再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項）

犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰の促進のため、福祉的な関わりで更生支援に向けた地域づくりを進めるための計画です。更生保護ボランティアの支援や関係機関等との連携の推進、犯罪をした者等の自立支援、地域における理解の促進や関心を醸成するための周知啓発活動を、地域福祉に関わるその他の取組みとともに一体的に推進します。



「再犯防止推進計画」は、罪を犯してしまった人が、また罪を犯さないように支え合いの仕組みを作っていく計画ぞよ。再犯を繰り返す人には、仕事がない、家がない、頼れる人がいないというように、生活に困っている人も多いぞよ。立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域づくりには、地域みんなの理解と見守り、サポートがとても大切ぞよ。

みんなで考えよう ちがさきの地域共生社会

START あなたに当てはまるものを○でかこんでね（いくつでも）



住民



地域団体
福祉活動団体



商店
企業等



福祉事業者
関係機関



市社協



市

問題 誰もが役割を持って安心して暮らせる「地域共生社会」を目指すための3つの基本目標は？（ヒントは中面に）

つ

か

さ

自分がもうやっていること、これからやってみたいことを書いてみよう！

Three large yellow rectangular boxes with red dashed borders, intended for writing responses to the question above.



地域共生社会を目指し、オール茅ヶ崎で取組みを進めるぞよ！



みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3（概要版）

（第5期茅ヶ崎市地域福祉計画・第7次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第2期茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画・第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画・第1期茅ヶ崎市再犯防止推進計画）

発行・編集

茅ヶ崎市福祉部地域福祉課 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7152（直通）／ FAX 0467-57-8388 ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会 〒253-0044 神奈川県茅ヶ崎市新栄町13番44号

電話 0467-85-9650 ／ FAX 0467-85-9651 ホームページ <http://www.shakyo-chigasaki.or.jp>

